

くらし・相談



マイナンバーカードの申請、 交付などの時間外・日曜窓口

問 市民課 市民班

☎ 773・6661

市役所の開庁時間に来庁できない人を対象に、マイナンバーカードの申請受付と交付、更新手続きを行います。

交付は、原則3日前までに予約が必要です。(当日申し込みは、お問い合わせください)

※住民票、戸籍などの事務は行いません

開設日時

時間外窓口(次の水曜日)

令和4年1月12日、26日、

2月9日、16日

午後5時15分～7時30分

日曜窓口

令和4年1月23日、30日、

2月13日、27日

午前8時30分～正午

受付窓口 市民課

申受付専用電話でお申し込みください

☎ 788・1780

持・通知カード(ある人)

・顔写真付きの本人確認書類1点

(運転免許証、旅券、身体障害者手帳など)

・その他の本人が確認できる書類1点(健康保険証、年金手帳、氏名と生年月日記載の診察券など。顔写真付きの本人確認書類を持っていない場合は2点)

・住民基本台帳カード(ある人)
・個人番号カード交付通知書(交付時のみ)

※顔写真は窓口で無料撮影します

償却資産の申告をお忘れなく

問 税務課 資産税班

☎ 773・6668

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用の構築物、機械、備品などの有形資産のことです。駐車場のアスファルト舗装や消雪設備、フォークリフトやショベルローダーなどの大型特殊自動車も含まれます。

令和4年1月1日時点で、固定資産の課税対象となる償却資産を所有する事業者は、所有状況を記入した申告書を期限までに提出してください。

軽自動車税・自動車税を課税されている資産は、申告不要です。

継続申告の事業者には、申告書を12月中旬に郵送する予定です。申告書が届かない場合は、お問い合わせください。

ください。

令和4年1月31日(月)

提出先 税務課 資産税班、大和・塩沢市民センター

灯油の流出にご注意を

問 環境交通課

☎ 773・6666

寒くなると暖房器具などの使用により、灯油を取り扱う機会が増え、灯油の流出事故が多発します。その多くはホームタンクからの給油中にその場を離れてしまうことが原因です。

河川などに流出した油の回収・処理費用は、流出させた人の負担となります。灯油の流出にご注意ください。

事故を防ぐために

・給油中は、その場から離れない。
・給油後は、ホームタンクのバルブを確実に閉める。
・配管に破損や腐食がないか定期的に点検する。

万が一に備えた対策

・防油堤(灯油があふれ出たときの受け皿)や自動停止する給油補助器具を設置する。

灯油が流出したら

・布きれや新聞紙で灯油が水路に流

れ出ないように処置してください。河川などへの流出を防ぐため、水では洗い流さないでください。

・速やかに消防署か市役所に通報してください。

消防本部

☎ 782・9119

消防大和分署

☎ 779・4600

弁護士による無料法律相談

問・申 消費生活センター

☎ 772・2541

マルチ商法や資格商法による消費者トラブル、多重債務、不動産、相続、離婚などの法律問題に、弁護士が無料で相談に応じます。

日 12月16日(木)

午後1時30分～4時

会 塩沢市民センター

定 5人(1人約30分)

定 12月15日(水) 正午

申 電話でご予約ください(受付:午前9時～午後4時)

※弁護士との相談時間を有効に使えるよう、申し込み時に相談員が概要を伺います。相談内容によってはお受けできない場合があります